

奈良県農業総合研究センター 公的研究費不正防止計画

「奈良県農業総合研究センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程（平成27年3月24日制定）」（以下「取扱い規程」という。）に基づき、公的研究費の不正防止計画を下記の通り定める。

1. 対象となる研究費

この計画の対象とする公的研究費は、取扱い規程第3条第1項に定めるものとする。

2. 責任体系の明確化

奈良県農業総合研究センター所長を最高管理責任者とし、不正防止計画推進部署、内部監査の体系を整備し、責任を明確化する。

3. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

- ① 研究計画に基づき、実施状況及び予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を行う。
- ② 物品購入に係るルールの明確化・統一化を図る。
- ③ 公的研究費による出張は、書面により速やかに所長に復命するものとする。
- ④ 内部監査体制を整備する。
- ⑤ コンプライアンス教育を実施する。

4. 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

- ① 公的研究費の使用における問題点について把握し、機関内で共有する。
- ② 監査等により、問題点の把握・検証及び改善を行うと同時に、不正の未然防止を図る。

5. 不正防止計画推進部署

本センターの不正防止計画推進部署は、企画課におく。

(附則)

平成27年 3月24日 制定

令和 8年 4月 1日 一部改正